

## 増補版にあたって

わかりやすく家族信託を紹介したい。

そんな思いを持って、本書は2017年5月に発行されました。それから1年7か月。多くの皆様のご支援やご協力のおかげで、増補版を出すこととなりました。ご支援ご協力をいただいた皆様、どうもありがとうございます。心より感謝申し上げます。

本書は、法律のプロではない一般の方が理解できるように、専門用語をなるべく使わず、わかりやすい言葉で書きました。そうしたら驚くことに、法律で仕事をしているプロの方から、多くのご感想をいただきました。「初めて家族信託が理解できました」とか「やっと家族信託の使い方がわかりました」などです。プロでも信託に関する法律は理解が難しかったのでしょうか。私もそうでした。

このような感想をいただき、大変うれしく思っています。私の体は1つしかありません。私がどんなにがんばっても、多くの人を救うこととはできません。しかし、法律を扱うプロが、本書をきっかけに家族信託に取り組むようになれば、より多くのお客様が救われることになります。ですから私は、法律のプロ向けのセミナーや、法律のプロが初めて家族信託を行うときのサポートなどをを行い、家族信託の裾野を広げる活動も行っています。

この1年7か月の間にも、家族信託の現場には変化が見られます。マスコミなどで取り上げられることが多くなり、一般の方の認知度は着実に上がってきています。一方で、金融機関の家族信託への対応には、むしろマイナスの変化が現れているようです。

増補版では、「アパートの管理を子供に任せたい事例」や「親孝行の子供に財産を確実に渡したい事例」を追加しました。また、金融機関の対応の変化とその対処法についても盛り込みました。

本書を通じて、家族信託の裾野が広がり、1人でも多くの方が救われたら幸いです。

2018年12月  
川寄 一夫

# はじめに

本書は次のような人たちのために書いたものです。

- ・（自分・家族が）認知症になって、財産が凍結されると困る人
- ・知り合いが相続トラブルにまきこまれたので、自分のときはトラブルを避けたい人
- ・家族信託の使い方を知って、自分のお客さんに提案したい人



## 新しい法律のパワーを知った日

晩秋のさわやかに晴れた日。東京である新しい法律の研修会が行われていました。私も参加者の1人。その新しい法律のパワーを知った時、私は思わず「これはスゴイ！」と思いました。鳥肌が立ちました。こんなにスゴイことができる法律がつくられていたとは。相続などで財産を次の代にどう渡すか、この新しい法律の新しい方法を使えば、これまで不可能だったことが簡単に実現することがわかりました。今はできなくなつたはずの『隠居』や『家督相続』を実現できます。

その新しい方法は「家族信託」。

地元に帰った私は、家族信託に関する書籍を読み漁りました。そして、家族信託の使い方について雑誌に投稿。ほとんど知られていないかった家族信託の記事は珍しかったらしく、その雑誌に掲載されました。

次に、急いでセミナーの準備をしました。こんなすばらしい「家族信託」を多くの方に知つてもらわなくては。そんな思いでした。

セミナーには多くの方に集まつていただき大成功。早速、相談を受け、家族信託で解決することになりました。理由は、会社を後継者に任せても余計な税金がかからないから。贈与税のかからない生前贈与のようなものです。そして、2代先まで後継ぎを指定しました。

今度は生前贈与の相談を受けました。家族信託を提案したところ、相談された方は「こんな方法があるのか」と驚かれ、すぐに家族信託をとり入れることにされました。理由は生前贈与と変わらないのに、贈与税がかからないことです。とても満足していただき、その後も適する案件があれば提案し、多くの人が家族信託をとり入れました。



### 法律は誰の味方か？

法律が敵になると、これほど恐ろしいものはありません。でも、味方になってくれたらこれほど心強いものもありません。

では、どうしたら法律を味方につけることができるのでしょうか？

残念なことに、法律は、正しく生きていれば必ず味方になるというのではありません。「知ること」によって味方につけられるものです。そうです。法律は知っている人の味方なのです。



### 私のエピソード

私が高校3年生の冬、父は事業に失敗。父の会社は倒産しました。これに伴い両親は離婚。私と2人の弟は母に引き取られました。

私は地元では進学校とされている高校に通っていたのですが、倒産と離婚で大学進学をあきらめました。家族のために昼は地元の工場で働き、夜は家庭教師のアルバイトをしました。私は家族のためにがんばっていたつもりでした。

しかし、働き始めて半年ほど経ったある日、通勤中に自動車事故を起こしてしまい、ケガはほとんどなかったのですが、相手と私の車は大きく損傷しました。

私は動転し、気づいた時には相手が指定する自動車修理業者の事務所にいました。そこで、業者の社長からこう言われました。

「今回は穏便に済ませましょう。この書類にサインしてください」

その書類は私が100%過失を認める示談書でした。

当時、私は19歳。社会人になったばかりで、法律のことなどまったくわからない世間知らずです。動いている車同士の事故で、100%過失が認められることはあまりないことも、その書類が意味することも、よくわかつていませんでした。

私は言われるまま、その書類にサインしました。

つまり、その事故に関して、私が100%責任を負うことになりました。

法律は正しく生きている人の味方ではありません。

知っている人の味方です。

家に帰ってきて、私は母親に怒られました。

「何でそんな書類にサインしたんだ」

しかし、母の知り合いがそんな私を救ってくれました。

「一夫ちゃん、今回は大変だったね。でも、大丈夫だから」

その方は会社の経営者。経営上、法律にかかわることもあるため、法律に詳しかったのです。その方は相手の自動車修理業者に電話をしてくれました。

「19歳の未成年者がサインしても、親が認めなければ無効になる。それからそのような示談を取り持って、あなたは弁護士か？あなたがやっていることは弁護士法違反じゃないか」

あわてた業者は、

「今回の話から手を引く」

と言って、その示談書も無効になりました。

未成年者のサインは親の同意がいること。一般の業者が示談書をとることは弁護士法違反だということ。これも法律を知っているからこそ、言えたのです。その電話で私は救われました。

法律は正しく生きている人の味方ではありません。

知っている人の味方です。



### 家族信託は新薬

「家族信託」は、成年後見や遺言では実現できないことができる新しい方法です。信託会社を通さない信託で「民事信託」といわれることもあります。「民事信託」は家族のためにすることが多く「家族信託」と呼ばれることが多いです。2007年の法改正で使えるようになりました。2006年まで総理大臣を務めた小泉元首相の「規制緩和」の一環です。

家族信託は、薬でいえば「新薬」です。

これまで、差し迫った人が最後の手段として試験的に使っていました。臨床試験です。その臨床試験が積み重ねられた結果、「劇的な効果がある」ということがわかったのです。



### 「新薬」を使ってもらうために

このように、劇的な効果がある家族信託ですが、まだまだ世間的には知られていません。せっかくすばらしい効果があっても、使われなければ意味がありません

ですから、私は最近、この家族信託をより多くの方に知っていただくべく活動を行っています。

毎週のように各地に赴きセミナーを行っています。新聞社主催の家族信託セミナーでも講演を行ったり、NHK のテレビ番組でも家族信託を紹介させていただいたりしました。それから、事務所通信を通じて家族信託の利用法などをお知らせしています。

司法書士、弁護士、税理士、行政書士、中小企業診断士など、多くの専門家向けの研修会でも、紹介しています。

相談をされた方の悩みを解決することはもちろんですが、相続や財産の引き継ぎにおける多くの方の悩みが解消し、希望が実現できるよう、家族信託の普及や専門家の育成に力を注いでいます。



## なぜ、専門家の説明はわかりにくいのか？

あなたは、法律の話だから、難しい専門用語ばかりで読むのが大変でないかと思っているのではないかでしょうか？

確かに、法律の専門家による話や本は、専門用語が多くてわかりにくいと思います。

私も一応、法律関係の専門職の司法書士ですので、専門家の感覚がわかります。いつも専門用語を使っていますので、何も考えないと、そのまま専門用語を使ってしまいます。それに、細かいことや例外的なことを説明したくなります。なぜなら、そのようなところが資格試験に出るからです。むしろ例外的なところをよく勉強しました。それに、例外的なことも説明しないと、万一のとき、責任をとらされるのではないかと怖いからです。また、専門家はその分野のプロですから、一般の人人がどこがわからないかがわからないのです。だから、専門家の話や書籍は難しく、専門用語が多く、細かい規定ばかりを説明

し、わかりにくくなるのだと思います。

私は、司法書士ですが、法学部は出ていません。もともとは工学系のエンジニアです（4年間働いた後、大学の理工学部に進学しました）。サラリーマンを辞めて、司法書士を目指すまでは、法律とはまったく無縁の生活で、それまで民法を読んだこともありませんでした。勉強を始めた時は、「相続って何?」「後見って何?」という状況でしたから、受験勉強では専門用語を理解するのにとても苦労しました。

だからこそ、法律に詳しくない人が、どこがわからないかがわかるのだと思います。そのおかげか、一般の方を対象にした法律のセミナーの講師によく招かれています。セミナーでは、「具体的な事例でイメージでき、わかりやすかった」「法律の講座なのにあつという間に時間が過ぎた」などのメッセージをいただいている。

そこで、私の家族信託のセミナーの内容を、皆さんにも伝えたいと思い、1冊の本にまとめました。

本書では、事例をもとに、専門用語はなるべく使わず、法律の知識がない方でも家族信託が理解できるように解説しました。3時間もあれば、家族信託だけでなく、遺言や成年後見のことも理解できると思います。あなたもこの書籍で、家族信託のパワーを手にしてください。法律を味方につけるために。



## 本書の読み方

第1部では、家族信託を理解するうえで前提となる、成年後見と遺言について解説しています。成年後見と遺言の知識があれば、ここは読まなくてもかまいません。

第2部では、第1章で、成年後見と遺言では解決できない事例を紹

介しています。第2章では、まずそれが家族信託でどのように解決できるかを示し、その後、家族信託の概要をまとめました。第3章では、家族信託を用いると各種税金がどのように扱われるかを簡潔に説明しました。第2部をお読みいただければ、家族信託の概要と関連する税金が理解できるでしょう。

第3部は、家族信託を利用した事例を7例（増補版では9例）紹介しています。事例ごとにそれぞれ完結していますので、最初から順番に読む必要はありません。興味がある事例、自分に関係のありそうな事例を選択して読んでください。

第4部は、家族信託のセミナーや相談の際によく受ける質問とその回答をまとめました。家族信託を理解し始めると疑問に思う部分は共通していますので、あなたの疑問もここで取り上げられているかもしれません。

第5部は、家族信託を実際に設定してから、信託期間中、そして信託の終了までの流れを解説しています。典型的な信託である、収益不動産の信託と、自分の会社の株を信託した場合の2つの事例について、始まりから終わりまでの流れを追っています。信託の設定方法を解説した書籍は多いですが、信託の終了までを取りまとめた書籍はありませんので、家族信託についてより深く知りたい方には興味深く読んでいただけると思います。

また、所々で、コラムを掲載しています。私が受けた興味深い相談事例（いくつかの事例を組み合せてフィクションにしてあります）や、実務での最前線の情報などをまとめています。気分転換のつもりで気軽に目を通してください。

2017年4月  
川寄 一夫

(注) 初版発行時より内容を一部修正しています。

# 目次

## Contents

<b>第1部 知っておきたい法律の基礎知識</b>	1
<b>1. 成年後見</b>	2
(1) 成年後見人とは？	3
(2) 成年後見の種類	5
(3) 成年後見人になることができる人	6
(4) 自分が決めた人を後見人に指定する方法（任意後見）	7
(5) 任意後見人には監督する人がつく	9
(6) 成年後見人には強力な武器がある	11
<b>Column 契約解除で悪質業者を撃退！</b>	13
(7) 後見人であることを証明する方法	14
<b>2. 遺 言</b>	16
(1) 相談者が亡くなるとどうなる？	17
(2) 5分で書ける遺言	18
<b>Column 相続人が70人？</b>	20
(3) 公正証書遺言のつくり方	22
(4) 公正証書遺言は弁護士や司法書士を通さないとつくる ことができない？	23
<b>Column 余命1週間の診断！ 遺言をつくることができ るか？</b>	24

## 第2部 今までの法律の不可能を可能にする「家族信託」って？ 27

1. 今までの法律では解決できない？ 28	
(1) 認知症になると、空き家を売れない？ .....	28
(2) 子供がいないと財産は誰に渡る？ .....	39
2. 家族信託とは？ 46	
(1) 家族信託を一言で説明すると… .....	46
<b>Column</b> 世界で最初の信託 .....	50
(2) 家族信託の登場人物 .....	51
(3) 信託すると所有権の形が変わる .....	53
<b>Column</b> 「隠居」と「家督相続」が復活？ .....	59
3. 家族信託と税金 61	
(1) 贈与税と相続税（財産が無償で移転するときに課税される税金） .....	61
(2) 譲渡所得税（財産を売ったときにかかる税金） .....	64
(3) 所得税（収益に対してかかる税金） .....	69
(4) 不動産取得税（不動産を取得するとかかる税金） .....	70
(5) 固定資産税（不動産の名義人に毎年かかる税金） .....	72
(6) 登録免許税（不動産の登記をするときにかかる税金） .....	73
(7) 税金の優遇制度は適用可能？ .....	74

## 第3部 あなたの不安を安心に 家族信託 9の事例 79

1. 生前贈与をしたい 80	
----------------	--

(1) これまでの方法 .....	81
(2) 家族信託なら解決できる！ .....	82
(3) 相続税について .....	84
(4) 固定資産税や不動産取得税は？ .....	85
(5) 信託の終わらせ方に注意 .....	86
<b>2. 孫の入学資金を出したい 89</b>	
(1) お父さんの口座からお金がおろせない？ .....	90
(2) 成年後見人とは？ .....	90
(3) 孫のために使えない？ .....	91
(4) 専門職が成年後見人になると費用が発生 .....	92
(5) 家族信託なら解決できる！ .....	93
(6) 贈与税はかかるない？ .....	94
(7) お金を信託する場合の注意点 .....	96
(8) 家族信託以外の解決方法 .....	96
<b>3. 障がいのある子供の生活費の解決方法 102</b>	
(1) 何もしないとどうなるか？ .....	103
(2) 遺言を書いていたらどうなるか？ .....	104
(3) 家族信託なら解決できる！ .....	105
(4) 長男が亡くなったら .....	106
(5) 子供が1人の場合、財産は国に渡る？ .....	107
(6) 長男の普段の生活が心配… .....	110
<b>4. 小さい孫に財産を残したい 111</b>	
(1) 何もしないで相談者が亡くなると？ .....	112
(2) 遺言を書いても、お金が正しく使われない？ .....	113

(3) 家族信託なら解決できる！ .....	114
(4) 家族信託以外の解決方法 .....	115
<b>Column 信託があったら救えた悲しい事件 .....</b>	<b>119</b>
<b>5. 一人暮らしの自分の面倒を見てくれた人に財産を渡したい 121</b>	
(1) 一人暮らしの人の不安 .....	122
(2) 認知症になるとどうなるか？ .....	123
(3) 成年後見人なら代わりにお金がおろせる .....	123
(4) 自分の決めた人に頼みたいなら任意後見 .....	124
(5) 亡くなった時の相続手続 .....	125
(6) 正式なものとは遺言のこと .....	127
(7) 家族信託による解決法 .....	127
(8) 他の制度と組み合わせればさらに確実に .....	129
<b>6. 会社の株を渡したい（自社株信託） 130</b>	
(1) 株とは何か？ .....	131
(2) 昔は、隠居と家督相続 .....	131
(3) 戦後の方法には問題が… .....	132
(4) 家族信託なら解決できる！ .....	134
<b>Column 徳川家康の事業承継 なぜ徳川は 15 代、 260 年続いたのか？ .....</b>	<b>138</b>
(5) 相続税対策も兼ねた方法（逆信託） .....	140
<b>7. 遺留分の請求が心配 142</b>	
(1) 遺留分とは？ .....	143
(2) 株の 2 つの機能 .....	144
(3) 二男に株を渡すと大変 .....	145

(4) 家族信託を使った対処法 .....	145
(5) その他の対処法 .....	147
(6) 遺留分への対応 不動産の場合 .....	147
 8. 認知症になってもアパートの管理を引き続き長女に任せたい	149
(1) 認知症になるとどうなるか？ .....	150
(2) 成年後見人をつけるとどうなるか？ .....	150
(3) 任意後見人ならどうか？ .....	152
(4) 家族信託なら解決できる！ .....	153
(5) 税金はどうなる？ .....	154
 9. 面倒を見てくれる長男にできるだけ財産を渡したい	157
(1) 何もしないとどうなるか？ .....	159
(2) どのような対策ができるか？ .....	160
Column 家族信託はどんな事例が多い？ .....	166

## 第4部 家族信託のよくある質問 169

1. 家族信託のデメリットは？	170
2. 家族信託は投資のこと？	173
3. 信託銀行を通さなくて大丈夫？	175
4. 信託できる財産は？	176
5. 受託者が悪いことをしたら？	178
Column 受託者は悪いことをするか？ .....	181
6. 受託者を知り合いの税理士や弁護士に頼めるか？	182
7. 受託者に報酬を払ってもよいか？	184
8. 受託者が認知症になったり、死亡したりしたら？	185

---

9. 受託者がもし破産したら？	187
10. 家族信託をすれば、遺言はなくても大丈夫？	189
11. 遺言と信託がどちらもあったら、どちらが優先？	191
12. 家族信託は公正証書で作成しなければならない？	193
13. 家族信託は自分でつくることができる？	196
14. 信託口の口座は必要？	198
15. 担保や融資が関係するときは、金融機関にはどのように対応したらよい？	201

## 第5部 家族信託の設定から終了までの流れ 205

1. 収益不動産を信託する場合の流れ	206
(1) 家族信託の設定	207
<b>Column 金融機関との事前調整</b>	211
(2) 信託の期間中	213
(3) 信託の終了	217
2. 会社の株を後継者に信託する場合の流れ	219
(1) 家族信託の設定	220
(2) 信託の期間中	223
(3) 信託の終了	224

※ 「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標ですから、ご使用の際にはご注意ください。なお、著者は商標権者の許諾を得て家族信託という用語を使用しております。



# 第1部

## 知つておきたい法律の基礎知識

「家族信託ってどんな制度?」

あなたはそう疑問に思つて本書を手に取つたのではないで  
しょうか。

家族信託を理解するためには、成年後見（任意後見）や遺言の  
知識が必要です。誤解を恐れずにいえば、家族信託は「任意後見  
+ 遺言」のような制度です。さらに、成年後見や任意後見、遺言  
の欠点を補い、パワーアップさせたような制度だといえます。

ちょっとと遠回りに思われるかもしだせんが、家族信託を理  
解していただくために、第1部では「成年後見（任意後見）」と

# 1 成年後見

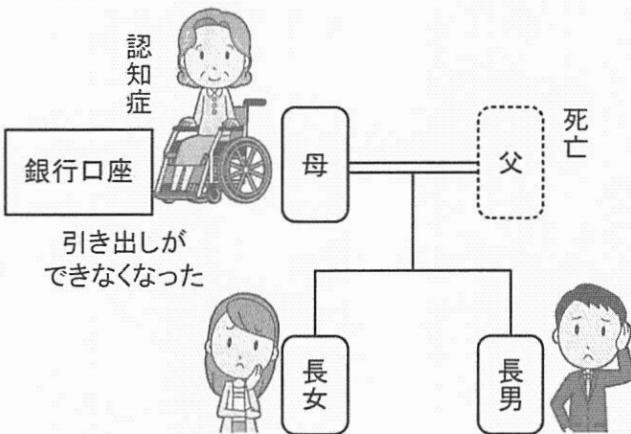
## 事例 1

母のことで相談があります。

母の生活費や治療費のために、母の預金口座からお金を引き出していました。お金を引き出す際には、母と一緒に私たち子供が銀行の窓口に行っていました。

ところが、先日、母が認知症で施設に入って、一緒に銀行に行けなくなりました。すると、銀行の窓口で「お母さんに成年後見人をつけないとお金を取り出すことはできません」と言われました。

成年後見人とはどのような人なのでしょうか？  
成年後見人をつけるにはどうすればよいのでしょうか？



近年は、銀行などの金融機関の本人確認は徹底しています。口座からお金を引き出したり、通帳の再発行をしたりすることは、口座名義人の本人でないとできません。親が窓口に行けなくなり、子供だけで窓口に行っても、お金をおろすことができません。

「子供だからいいだろう」と思っても、銀行はやさしくも断固たる態度で拒否します。

お金をおろすためには、最低限、親と窓口に一緒に行って、親の意思の確認ができることが必要です。ですから、親が窓口に行けなくなると、口座からお金がおろせなくなります（もちろんATMからお金をおろす場合は、本人確認はされませんが）。

親が窓口に行けなくなり、本人確認ができないと、窓口で「成年後見人をつけてください」と言われます。このように言われたことがある人も多いと思います。

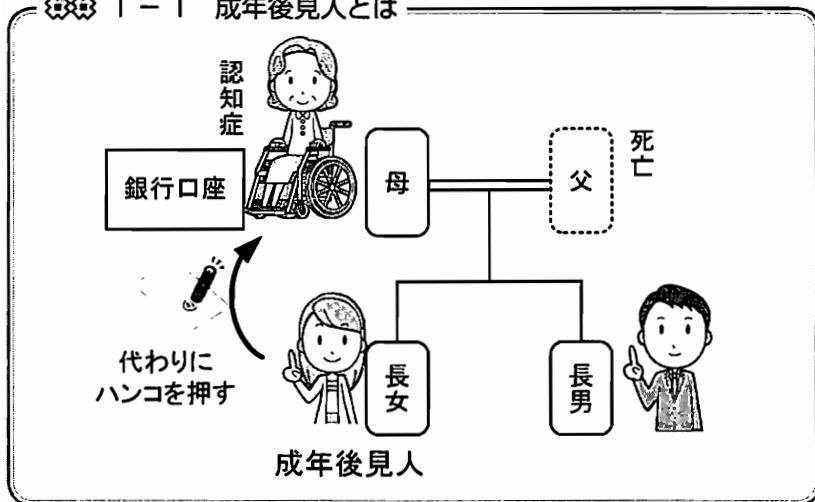
では、この成年後見人とは、どのような人なのでしょうか？

## ① 成年後見人とは？

認知症や知的障がいなどで、判断能力が十分でない人は、預貯金の入出金や施設などの契約手続きなどが、自分でできません。成年後見人は、その判断能力が十分でない人に代わって、これらの手続きを代行する人です。一言でいえば、「代わりにハンコを押す人」です。

私も何人かの成年後見人をしています。何をしているかというと、銀行に行ってお金をおろして、施設など料金の支払いをしたり、介護保険などの役所関係の手続き、施設との契約をしたりしています。判断能力がなくなった人に代わり、私がその手続きの内容を判断して、書類にハンコを押すわけです。

## ◆◆ 1-1 成年後見人とは――



まさに「代わりにハンコを押す人」です。別な言い方をすれば「保護者」ですね。

5歳の子供が、お正月にお年玉をもらいました。そのお年玉を貯金することにして、通帳をつくって銀行でお金を預けることにしたとします。その場合、通帳は5歳の子供ではつくれませんので、お母さんやお父さんが、その子の代わりにその子の通帳をつくります。「保護者」だからです。

一方、お母さんの年金を入れる通帳をつくりたいとします。しかし、お母さんが認知症で、判断能力が不十分だと、お母さんは自分で口座をつくることができません。そのようなとき、お母さんの通帳は誰がつくるのでしょうか？ その場合、子供などが成年後見人になって、お母さんの代わりにお母さんの通帳をつくります。「保護者」に似ていますね。

5歳の子供なら、誰でも通帳を自分ではつくれませんが、80

歳の人の場合は、しっかりしている人もいれば、認知症などで判断能力が不十分な人もいます。ですから、成年後見人が必要かどうかを、誰かが判断しなければなりません。それが家庭裁判所です。実際には、精神科の医師からの診断書に基づいて、家庭裁判所は判断します。

## 2] 成年後見の種類

判断能力の程度によっては、通帳のお金の出し入れすら自分でできない人もいますし、お金の出し入れや日常生活はできるけど、自宅のリフォームの契約や不動産の処分など、高度な判断が求められることは、誰かのサポートがほしいという人もいます。

ですから、成年後見の制度は、判断能力の程度によって3種類用意されています。

### ① 成年後見

基本的には、自分で事務的なことが何もできない場合です。成年後見人は、その人のすべての事務的手続きについて、代わりにハンコを押す権限を持っています。

### ② 保 佐（ほさ）

日常生活は基本的には自分でできるけど、重要な契約は、誰かのサポートが必要だというケースです。

発達障がいなどで、判断力は通常の人より不足するけれども、日常生活は自分でできているような人が該当します。

不動産の売買、住宅のリフォーム、相続時の遺産分けの手続き（遺産分割協議）、訴訟をする場合などは、それらの書類にその人がハンコを押し、さらにサポート役の保佐人もハンコを押します。

保佐人は、「代わりにハンコを押す人」というよりも、「一緒にハンコを押す人」ですね。

### ③ 補 助

補助は、保佐よりさらに軽いケースです。

判断能力は通常の人より多少不足するけど、日常生活は自分でできているような人です。保佐と補助の違いは、判断が難しいのですが、精神科の医師が検査することにより、「この人は保佐」「この人は補助」と判断してくれます。

重要な契約では、その人のハンコの他に、補助人のハンコも一緒に押します。その点でも保佐人と似ています。

## 3] 成年後見人になることができる人

成年後見人は家庭裁判所が選任します。

成年後見人になるためには、資格は不要です。家族がなれるのであれば、家族が成年後見人になるのが一番良いと思います。しかし、様々な理由で家族が成年後見になれない場合があります。

例えば、次のような場合です。

- ・近くに家族が誰もいない
- ・近くに家族はいるが、多額の借金を抱えている
- ・親族間でトラブルがある

## ■ ■ 著者・税務監修者 略歴 ■ ■

### 【著者】

司法書士

川崎 一夫 (かわさき かずお)

1969年生まれ。新潟県三条市出身。

日本大学理工学部卒業。

身長は185cm。



高校3年生の時、父の会社が倒産し、両親は離婚。一度は大学進学をあきらめるが、昼も夜も働き22歳の時に大学に進学。卒業後は東京のコンサルタント会社に勤務。帰郷をきっかけに司法書士を目指す。受験期間中、新潟・福島豪雨(7.13水害)で床上80cmの被害に遭い、勉強道具と家財の一切を失う。しかし、家族の支えもあり、翌2005年に司法書士合格。2006年司法書士登録し、現在にいたる。本人は、「挫折をバネにがんばる!」と笑う。

家族信託を駆使した、相続・認知症対策、事業承継対策得意とする。また、日本人が海外に所有する資産の相続対策にも取り組んでいる。

実務を行うだけでなく、研修会の講師を全国で年間50件以上務める。NHKにも出演し、家族信託について解説。

家族信託の普及に力を入れており、家族信託の実務家を応援するサイトも運営。<http://kawasakikazuo.com/>

2010年～2014年 新潟大学法学部 非常勤講師

2013年～2017年 新潟県司法書士会 副会長

モットーは、難しい法律を「わかりやすく伝える」こと。

とき司法書士法人

〒950-0824

新潟県新潟市東区中島2丁目1番31号レ・モンデ新潟 3階A号室

電話: 025-384-0306 FAX: 025-384-0340

E-mail: k-kawasaki@toki-office.jp

家族信託の動画サイト <http://kazoku-shintaku.info/>

## 【税務監修者】

税理士・CFP®

蟹江 乾道（かにえ けんどう）

蟹江乾道税理士事務所 代表

繼 TAX 合同会社 代表社員

〒 104-0031

東京都中央区京橋 2-12-9-5F

電話：03-6264-4441 FAX：03-4586-6378

URL：<http://k-tax.co.jp/kanie/>

E-mail：[kanie@k-tax.co.jp](mailto:kanie@k-tax.co.jp)



### <略歴>

1976年 東京都生まれ。

1995年 聖光学院高等学校（横浜）卒業

1999年 慶應義塾大学経済学部卒業。

2002年 税理士試験合格。CFP試験合格。2005年税理士登録。

中堅会計事務所において資産税担当として勤務後、新進の税理士法人において税務業務のほか、スタッフの教育も推進。

現在は独立し、蟹江乾道税理士事務所を主宰。TAC税理士講座相続税法講師も務める。

近年は、民事信託や生命保険信託を活用した相続対策に注力し、セミナー講演も多数。

### <主な取扱業務>

- ・相続税申告
- ・信託設定
- ・事業承継対策立案、実行
- ・相続税更正の請求
- ・相続税物納申請
- ・相続税延納申請
- ・贈与税申告（相続時精算課税制度の適用等）
- ・個人の債務整理補助
- ・オーナー一族間の紛争調停の為の会社分割案作成
- ・非上場会社の株価評価（DCF法含む）
- ・民事再生法に基づく再生計画作成 他